

平成29年7月28日

居宅介護支援事業所 各位
 介護予防訪問介護サービス事業所 各位
 介護予防通所介護サービス事業所 各位

藤井寺市福祉部高齢介護課

藤井寺市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&Aの更新について

藤井寺市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（平成29年6月15日版）について、下記のとおり更新しました。更新箇所は、追加した部分を下線で表記しています。

記

総合事業の対象者と移行時期について

No.	質問内容	回答	根拠資料等
1	以前から福祉用具のレンタルを使っていて、6月から初めてデイサービスを利用します。更新は10月ですが、総合事業ですか？	<p>予防給付です。</p> <p>更新で要支援となれば、10月からデイサービスは総合事業となります。何らかのサービスをもともと利用している場合は、認定の更新月までは総合事業の対象者とはなりません。</p> <p><u>※給付管理を伴わないサービス（住宅改修、福祉用具販売、居宅療養管理指導）についてのみ過去に利用したことがあるという場合は、サービスをもともと利用しているものと見なさず、初めてデイサービスを利用するときから総合事業の対象者となります。</u></p>	対象者と移行時期については、藤井寺市における考え方です。

※上記の取扱いは、本通知日以降に適用します。

(問合せ先)
 高齢介護課 総務担当
 TEL 072-939-1164 (直通)
 FAX 072-939-0399
 E-mail kaigo@city.fujiidera.lg.jp